

入札に関する説明書

本説明書は、安城市一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設ほか 9 施設（13 契約）で使用する電力（単価契約）に関する入札について適用する。

1 件名

安城市一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設ほか 9 施設（13 契約）で使用する電力（単価契約）

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 10 月 31 日まで

3 公告期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 8 月 3 日（月）まで

4 電力リバースオークション期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 18 日（火）まで

5 スタート価格

139,513,297 円（税込み）

6 入札金額

単価に数量をかけた総価による入札とする。なお、入札金額は税込みとする。

7 入札方法

電力リバースオークション運営者が提供する電力リバースオークションサービス「エネオク」を利用すること。

8 入札金額算出方法

- （1）基本料金単価は月ごとに変更して構わない。
- （2）従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。
- （3）環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。
- （4）燃料調整単価は、入札を行うメニューごとに電力リバースオークション運営者が指定する単価を使用すること。
- （5）容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間 通じて同一単価とする。ただし契約期間が 4 月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。契約締結後は当初提案した単価から変更はできないものとする。

- (6) 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらず電力リバースオークション運営者が指定する条件に従うこと。
- (7) 入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

9 入札条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- (2) 公告開始日から電力リバースオークション終了日までの期間において「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 30 日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 公告終了日までに(株)エナードとの間で「エネオク」の利用に係る契約を締結していること。
- (5) 電力リバースオークションの終了日を起点として過去 3 年間に於いて、債務超過がないこと。

10 落札後の手続き

- (1) 入札見積書の提出
落札事業者は入札額の内訳となる見積書を、株式会社エナードを通じて発注者へ提出すること。
- (2) 入札参加登録
落札事業者は電力供給開始前までにあいち電子調達共同システム（物品等）により安城市への入札参加登録をすること。

11 その他

- (1) 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。
- (2) 当該契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について削減又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。